（削る）	（削る）

エ～テ　（略）

⑶・⑷　（略）

⑸　飼料一般の表示の基準

ア　（略）

イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

㋐～㋔　（略）

（注）

1　飼料添加物の名称の表示については、法第２条第３項の規定に基づき農林水産大臣が飼料添加物を指定する場合に、当該飼料添加物の名称として用いるものによるものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる飼料添加物については、同表の相当右欄に掲げる名称によることができる。

飼　料　添　加　物　名	名　　称
（略）	（略）
（削る）	（削る）
（略）	（略）

２・３　（略）

ウ　（略）

２～５　（略）

別表第２（第２条関係）

１～５　（略）

６　飼料添加物一般の試験法

（略）

⑴～⑿　（略）

⒀　抗生物質の力価試験法

（略）

標準品及び常用標準品

標準品は、常用標準の力価を定めるための標準として、常用標準品は、抗菌性物質の力価を定めるための標準として、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが指定する特定製造番号の抗菌性物質である。

標準品及び常用標準品は、次のとおりであり、それぞれの右欄にそのものの本質等を参考として付記する。

標準品名	標準品の本質等	常用標準品名	常用標準品の本質等
（略） （削る）	（略） （削る）	（略） （削る）	（略） （削る）

第４欄	アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、ビコザマイシン

エ～テ　（略）

⑶・⑷　（略）

⑸　飼料一般の表示の基準

ア　（略）

イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

㋐～㋔　（略）

（注）

1　飼料添加物の名称の表示については、法第２条第３項の規定に基づき農林水産大臣が飼料添加物を指定する場合に、当該飼料添加物の名称として用いるものによるものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる飼料添加物については、同表の相当右欄に掲げる名称によることができる。

飼　料　添　加　物　名	名　　称
（略）	（略）
アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン	オキシテトラサイクリン第四級アンモニウム塩
（略）	（略）

２・３　（略）

ウ　（略）

２～５　（略）

別表第２（第２条関係）

１～５　（略）

６　飼料添加物一般の試験法

（略）

⑴～⑿　（略）

⒀　抗生物質の力価試験法

（略）

標準品及び常用標準品

標準品は、常用標準の力価を定めるための標準として、常用標準品は、抗菌性物質の力価を定めるための標準として、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが指定する特定製造番号の抗菌性物質である。

標準品及び常用標準品は、次のとおりであり、それぞれの右欄にそのものの本質等を参考として付記する。

標準品名	標準品の本質等	常用標準品名	常用標準品の本質等
（略） 標準オキシテトラサイクリン	（略） オキシテトラサイクリン（$C_{22}H_{24}N_2O_9 \cdot 2H_2O$）	（略） 常用標準オキシテトラサイクリン	（略） 塩酸オキシテトラサイクリン